

和歌山県子ども・子育て会議について

資料1-2

- 「和歌山県子ども・子育て会議」(県の附属機関)を設置。
- 委員及び専門委員
 - ・委員9人以内　・専門委員3名
 - ・委員及び専門委員の構成
　学識経験者、保育園、幼稚園、認定子ども園等の関係者、子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事する者　等

- 役割
 - ・都道府県計画を策定・変更する場合の意見聴取。
 - ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議。

※参照条文 子ども・子育て支援法 抄
(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

次世代育成支援対策推進法及び次世代育成支援後期行動計画について

○次世代育成支援対策推進法について

次世代法は26年度末までの時限法。

なお、子ども・子育て支援法附則第2条第2項において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

※延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心。今後、平成27年度以降の同法の延長について、どのように検討を進めるのかも含め検討中。

○和歌山県次世代育成支援後期行動計画及び和歌山県次世代育成支援対策地域協議会について

- ・現行の後期行動計画（新紀州っ子元気プラン）の計画期間は22年度から26年度までの5年間。
- ・27年度以降の都道府県行動計画の策定については、任意とされている。

（参考：内閣府HP「自治体説明会における主な質疑について」より）

Q3)交付金の根拠となる市町村計画と次世代法上の行動計画とはどのような関係になるのか。次世代法に基づく子育て支援交付金は今後どうなるのか。また、次世代法は延長されるのか。

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に根拠を置く現行の子育て支援交付金（運営費に充当）は平成26年度までの措置であり、27年度以降は子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画に記載する地域子ども・子育て支援事業が財政支援の対象となる。

また、次世代法は26年度末までの時限法となっており、27年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。（以下、省略）



- ・今後は、現行の和歌山県次世代育成支援後期行動計画での課題等を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく「和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定
- ・「和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定・変更する場合の意見聴取、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の調査審議等については「和歌山県子ども・子育て会議」で実施

和歌山県子ども・子育て会議に係る設置条例及び規則

○附属機関の設置等に関する条例（昭和28年条例第2号）抄

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

（附属機関の設置）

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
(略)	(略)
和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務
(略)	(略)

2 (略)

（執行機関への委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年規則第47号）抄

（目的）

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担任事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

（組織）

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第7条 (略)

（守秘義務）

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるものほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1（第1条、第3条、第9条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
和歌山県子ども・子育て会議	9人以内	学識経験を有する者 子どもの保護者 子ども・子育て支援関係者	2年以内	福祉保健部
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

国のある子ども・子育て会議について

- 平成25年4月に内閣府に設置。
- 委員
 - ・25人以内で組織。
 - ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。
- 役割
 - ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮詢に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議

など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。